

日・インドネシア経済連携協定（E P A）改正
議定書の発動に伴うインドネシア人看護師候補
者の滞在期間の延長について

（ 令和 8 年 2 月 27 日 ）
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日・インドネシア E P A」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人の看護師候補者の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年以降、日・インドネシア E P A に基づくインドネシア人看護師候補者について、外交上の観点から、一定の条件に該当する候補者につき、日・インドネシア E P A に基づく 3 年間の滞在期間のほか、閣議決定で 1 年間の滞在期間の延長を認めてき

ており、最長で4年間の滞在が可能となっている。

令和6年8月に署名され、令和7年4月に締結についての国会の承認を得た日・インドネシアEPA改正議定書（以下「改正議定書」という。）の規定では、最長で5年間の本邦滞在が可能となる。しかしながら、改正議定書発効前に本邦に入国済みのインドネシア人看護師候補者には、改正後の滞在期間規定は適用されないため、同時期に本邦で研修・就労している改正議定書発効後に入国したインドネシア人看護師候補者との間で滞在期間に差異が生ずることとなる。

こうした経緯を踏まえ、本決定は、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日・インドネシアEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、日・インドネシアEPAに基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とすること、また、インドネシア政府か

ら追加的な滞在期間延長に係る要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、令和4年度又は令和5年度に入国したインドネシア人看護師候補者第15陣及び第16陣については、日・インドネシアEPA及び令和7年2月18日の閣議決定に基づく滞在期間を超えて1年間の追加的な滞在期間の延長を認め、本邦での就労・研修を継続し、国家試験を受験する機会を特例的に一回追加できるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象となる候補者

今般の滞在期間延長の対象となる候補者は、令和4年度又は令和5年度に入国したインドネシア人看護師候補者第15陣及び第16陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第15陣

次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、1年間の追加的な滞在期間延長を認

めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、日・インドネシア E P A に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人により、令和 8 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、候補者の令和 8 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、候補者の令和 8 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 令和 7 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の候補者であること。

(2) インドネシア人看護師候補者第 16 陣

インドネシア人看護師候補者第 16 陣については、本邦で就労・研修しながら国家試験を受験する機会

を追加するための滞在期間の延長は、上記（１）オの基準（注：日・インドネシア E P A 及び令和 7 年 2 月 18 日の閣議決定に基づくインドネシア人看護師候補者第 16 陣の滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記（１）と同様の条件の下にこれを認めることができるものとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。